

令和6年 第6回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和6年6月10日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

## みなかみ町農業委員会第6回会議議事録

- 1 開催日時 令和6年6月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 18名
- |       |         |       |           |       |         |
|-------|---------|-------|-----------|-------|---------|
| 1番委員  | 榎 洸 武 重 | 2番委員  | 近 藤 民 治   | 3番委員  | 内 海 博 光 |
| 4番委員  | 林 功     | 5番委員  | 片 野 羊 二   | 6番委員  | 青 柳 健 市 |
| 7番委員  | 鈴 木 保 雄 | 8番委員  | 中 島 博 恵   | 9番委員  | 須 藤 栄 寿 |
| 10番委員 | 阿 部 均 司 | 11番委員 | 藤 井 好 博   | 12番委員 | 庭 野 明   |
| 13番委員 | 阿 部 敏 男 | 14番委員 | 原 澤 幸 好   | 16番委員 | 田 村 隆 司 |
| 17番委員 | 高 橋 品 子 | 18番委員 | 戸 澤 奈 実 恵 | 19番委員 | 中 島 工 里 |

- 4 欠席委員 1名
- 15番委員 原 澤 章

- 5 議事録署名委員
- 18番委員 戸 澤 奈 実 恵 19番委員 中 島 工 里

- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
- 事務局長 林 義 信 書記 中 山 文 弥 書記 我 妻 園 華

- 7 会議に附した事件
- 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第20号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）

### 協議事項・報告事項

- (1)農業経営改善計画の認定について

その他

- 8 会議の成立
- 農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子開会を宣す。

顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に18番戸澤奈実恵委員・19番中島工里委員を指名し議事に入る。

続いて、4、議事に入ります。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりご説明がございます。

事務局 1ページをお開きください。  
議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について。  
次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。  
別紙記入事件、4件。  
次のページをお開きください。  
◇（議案書・順次、朗読説明）  
以上、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。  
番号順に審議をしてみたいと思っております。  
番号1番について、担当委員さんより現地の調査報告をお願ひしたいと思ひます。

5番委員 5番、〇〇担当の片野です。よろしくお願ひいたします。  
農地法第3条による申請事案調査について報告いたします。  
調査日は6月8日、現地を調査しました。  
目的地は〇〇駅より東へ1キロ弱のところですが、8日に〇〇さんのところに、ちょっと遠いので、電話をして確認をいたしました。ぜひ〇〇さんにお願ひしたいという言葉ももらいました。うちではちょっと家が遠いのもう駄目だということで、〇〇さんの家の前なので、ぜひ耕作してほしいという連絡がありました。  
農地法の努力目標事由関係は確認実行済みです。  
年間約150日、野菜を栽培。十分な日数と思われまふ。  
周囲の農地に関係する地域関係者はほとんどありません。周囲に家がないために、支障はありません。  
その他、特にございませぬので、よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。  
ただいまのご説明に対して、この案件に対しまして、皆様のほうからご意見ございませぬらお願ひいたします。  
（「なし」の声）  
意見なしということでございませぬれば、お諮りいたします。  
議案第17号の1の案件は、許可としてよろしいでしょうか。  
（「はい」の声）  
それでは、許可と決定いたします。  
続きまして、番号2番、担当委員さんによる調査報告をお願ひいたします。

9番委員 9番、〇〇担当の須藤です。よろしくお願ひいたします。  
3条による申請事案がありましたので、調査した結果を報告いたします。  
6月7日、調査を行いました。  
申請地は、〇〇より東に直線で400mぐらひのところですが、  
この土地は、以前より譲受人から借りて耕作していたところでありまして、  
区画整理もされているところですが、〇〇さんの話がありまして、今回買ひ取るということになった事案になります。場所は本当に自宅の道路を挟んだ前の土

地でありますので、耕作も一応100日ということで申請がありましたので、家庭菜園には十分の日数だと思います。また周辺の農地については、田と果樹園が近くにあるわけですが、一応問題はないと思います。

あと、その他の懸案事項はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまのことを受けまして、皆様方からのご意見・ご質疑をお受けしたいと思っております。

いかがでしょうか。

(「なし」の声)

ご意見なしとすれば、お諮りいたします。

番号2について、許可をしてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案第17号の2案件は許可といたします。

続きまして、番号3に移ります。

担当委員の調査報告をお願いいたします。

18番委員

18番、〇〇地区担当の戸澤です。

農地法第3条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。

5月30日に、代理人でもある〇〇様立会いの下、現地調査を行いました。

申請地は、〇〇から北に1段上がったところにある〇〇のすぐ横になります。

譲渡人の〇〇さんが遠隔地に住んでいて、高齢でもあり、家族の間でもちょっとこの先続けることが困難ということで、申請地の近くに住んでいて、今ある右側のところが、〇〇さんがもともと持っているキュウリ栽培をしているところの場所なんですけれども、それで、近くにあるのでそのまま〇〇さんのほうに譲渡したいとのことでした。

譲受人の〇〇さんは、ハウスのあるところでキュウリ栽培をしていて、申請地は稲のわらを保管するために使いたいとのことでした。

農地の効率的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、年間従事日数は250日ほどとのことでした。

そのほか、支障等はありませんでした。

ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議長

調査報告ありがとうございました。

このことにつきまして、ご質疑・ご意見ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

なければお諮りいたします。

ただいまの案件を許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案第17号の3の案件は許可と決定いたします。

続きまして、番号4。

担当委員さんの調査報告をお願いいたします。

16番委員

16番、〇〇地区担当、田村です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

6月3日、現地調査を行いました。

申請地は、国道17号線を〇〇方面に進み、〇〇を過ぎたところを右折し、沢沿いに約150m進んだところに位置します。

譲渡人である〇〇さんは、相続により取得しましたが、現在〇〇に住んでおり耕作等は困難であるため、売却するものでございます。

譲受人である〇〇さんは、現在〇〇で農業を営んでおり、当面は通勤農業のような形になりますが、隣接する住宅も購入するそうで、いずれ〇〇のほうへ住居を移すそうです。

農地の有効的利用は、所有機械、労働力、農業技術、営農計画も確認でき、実行は確実と思われまます。

年間従事日数は200日以上で、現在ヤギの放牧や山菜を栽培するそうで、十分な日数と思われまます。

周辺の農地利用や地域計画の実現への支障の分は、野菜等を耕作し、近隣は畑と水田であるため、支障はありません。

その他、特に懸案事項はございません。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

調査報告、ありがとうございました。

このことにつきまして、皆様のほうからのご質疑・ご意見ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

なければ、お諮りいたします。

議案第17号の4の案件は、許可としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案第17号の4の案件は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局よりご説明がございました。

事務局

そうしましたら、4ページをお開きください。

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について。

次のとおり申請がありましたので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件、2件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

よろしくお願いいたします。

議 長

事務局より説明がございました。

番号1より審議に入りたいと思います。

番号1の現地の調査報告をお願いしたいと思います。

2番委員

2番、〇〇区担当の近藤です。

農地法第4条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は、〇〇より東へおおよそ200mのところですか。

5月28日に現地調査を行い、5月29日、代理人の〇〇さんに確認いたし

ました。

転用目的の確実性については、申請書、見積書、設計書、資金が確認でき、許可が下りてから早めに着工したいとのことでした。実行は確実と思われる。

申請面積の妥当性ですが、周辺の利用状況からも問題は見当たりません。

周辺農地の営農状況への支障の有無ですが、周辺農地の営農を行う上で支障が発生する見込みはございません。同様に、転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害の防除措置についても、想定される被害等はないと思われ

ます。

そのほか、想定される懸案事項は特に見当たりません。

よろしく審議いただけますようお願いいたします。

以上です。

議長

近藤委員、調査報告ありがとうございました。

ただいまの報告を踏まえまして、皆様からのご意見・ご質疑をお受けしたいと思

います。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

ご意見なし。お諮りいたします。

ただいまの案件を許可してもよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案第18号の1の案件は許可といたします。

続きまして、番号2。

現地の調査報告をお願いしたいと思

3番委員

3番、〇〇地区担当の内海です。

農地法第4条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は、〇〇より南へおよそ500mのところ

です。6月4日、現地調査を行い、5日は申請者の代理人の〇〇さんに確認をいたしました。

始末書にもありましたとおり、既に実行済み

です。

申請面積の妥当性ですが、周辺の営農状況からも問題は見当たりません。

周辺農地の営農状況への支障の有無ですが、周辺農地の営農を行う上で支障が発生する見込みはございません。同様に、転用することによって生じる付近の農地、作物の被害の防除措置についても想定される被害等はないと思われ

ます。

その他、想定される懸案事項は特に見当たりません。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

内海委員、ありがとうございました。

ちょっといいですか。

始末書が出ておったんですが、それは今回5条のほうを見ますと、もう一つ関連性のある案件が出てい

3番委員

そうです。

今、既に、大分前から建てられておりまして、こういうことがいいかどうかというのはちょっと分からないんですけども。

それと、今度できるものとの関連性は特にございません。

議 長

ありがとうございます。

皆様のほうからお聞きしたいこと、ご質疑ありましたらお願いいたします。

12番委員

12番の庭野です。

質問というんじゃなくて、お聞きしたいんですけども、いつ建てたというか、こうなったんですか。それだけ聞きたいんですけども。

事務局

ありがとうございます。

土地は、今説明あったとおりです。現状の土地の上に、既に住宅の一部と、あとブロック塀などが建設されているということなんですけれども、年数に関しては、すみません、ちょっと把握ができてないです。数十年はたっているであろうというのは、実際に現場で確認は取れているところなんですけれども、ちょっと詳しくは調べないと分からないのですが、既に建っているという事実があります。

12番委員

見た限り、ここ最近ではないなと思ったんで、それだけなんです。すみません。

議 長

庭野委員、よろしいでしょうか。

12番委員

はい。

議 長

ほかに、皆様のほうからご意見ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

なければ、お諮りしてもよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

ただいまの案件、許可相当としてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案第18号の2の案件は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第19号の農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

そうしましたら、6ページをお開きください。

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり申請がありましたので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件、3件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

番号1について、担当委員より調査報告をお願いしたいと思っております。

2番委員

2番、〇〇区担当、近藤です。

農地法第5条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。

申請地は、〇〇より東へ50mぐらいのところ です。

5月28日に現地調査を行い、代理人の〇〇さんに確認いたしました。

〇〇さんが、休耕中の田んぼに家を建てる計画をされています。転用目的の  
確実性につきましては、申請書、見積書、設計書、資金が確認でき、許可が下  
りてから早めに着工したいとのことでした。実行は確実と思われま す。

申請面積の妥当性ですが、周辺の状況からも適当と思われま す。

周辺農地の営農状況への支障の有無ですが、周囲農地の営農を行う上で支障  
が発生する見込みはございません。同様に、転用することによって生じる付近  
の農地、作物の被害への防除措置についても想定される被害等はないと思われ  
ま す。

そのほかに想定される懸案事項は特に見当たりません。

よろしく審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議 長

調査報告ありがとうございました。

このことにつきまして、ご質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

ないようですので、議案第19号の1の案件は許可相当としてよろしいでし  
ょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案第19号の1の案件は許可と決定いたします。

続きまして、番号2に移りたいと思います。

調査報告をお願いいたします。

3番委員

3番、〇〇担当の内海です。

農地法第5条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。

申請地は、〇〇より南へおよそ500mのところ です。

6月4日、現地調査を行い、翌日、申請者の〇〇さん、そして〇〇さんは少  
し耳が遠いわけですので、申請代理人の〇〇さんも一緒に来てもらって確認い  
たしました。〇〇さんの息子さんの〇〇さんが、借地権によってそこに家を建  
てる計画をされています。

転用目的の確実性につきましては、申請書、見積書、計画書、資金が確認で  
き、許可が下りてから早めに着工したいとのことでした。実行は確実と思われ  
ま す。

申請面積の妥当性ですが、周辺の状況からも適当と思われま す。

周辺農地の営農状況への支障の有無ですが、周囲に道路があり、周辺農地の  
営農を行う上で支障が発生する見込みはございません。同様に、転用すること  
によって生じる付近の農地、作物の被害への防除措置についても想定される被害  
等はないと思われま す。

その他、想定される懸案事項は特に見当たりません。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

- 議 長 調査報告ありがとうございました。  
ただいまのを受けまして、皆様のほうからご質疑ありましたらお願いいたします。
- (「なし」の声)  
なければ、お諮りいたします。  
議案第19号の2の案件は許可相当でよろしいでしょうか。
- (「はい」の声)  
それでは、許可相当と決定いたします。  
続きまして、番号3。  
担当委員より調査報告をお願いいたします。
- 9番委員 9番、〇〇地区担当の須藤です。よろしく申し上げます。  
農地法第5条による申請事案の調査結果をご報告いたします。  
申請地は、〇〇より東へ100mぐらいのところですが。  
6月7日、現地調査を行いました。また、代理人の〇〇さんに、場所、面積の実測の確認を一通りさせていただきました。  
これは、農用地域外の土地ではありますが、買う人が農業者ではなくて、一般のところで、隣接する建物も同時に購入をして、そこで店を開いて、その農地を駐車場に変更したい、使いたいということでの調査であります。  
周りの農地に対する被害、防除、その他の懸案はないと思います。また同様に想定される懸案事項はないと思います。  
以上、ご審議のほどお願いいたします。
- 議 長 調査報告ありがとうございました。  
ただいまの報告を受けまして、皆様のほうからご意見、ご質疑ございましたらお願いいたします。
- (「なし」の声)  
ないようですので、お諮りいたします。  
議案第19号の3の案件は許可相当でよろしいでしょうか。
- (「はい」の声)  
議案第19号の3の案件は許可相当と決定いたします。  
続いて、議案第20号 農用地利用集積計画に対する意見決定について、事務局よりご説明がございました。
- 事務局 8ページをお開きください。  
議案第20号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。  
次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見を求める。  
別紙記入事件、2件。  
次のページをお開きください。  
農用地利用集積計画概要でございます。  
田の使用貸借の通年2,639㎡、畑の使用貸借の通年5,888㎡、利用権存続期間は田の10年2,639㎡、畑の10年5,888㎡、田と畑の合

計は8,527㎡です。貸手は2戸、借手も2戸でございます。

10ページに総括表がございますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長

事務局よりご説明いただきました。

このことについて、皆様方のご意見ありましたらお願いいたします。お聞きしたいことありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

ないようですので、承認といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

承認といたします。

議事の大きな5番、協議事項・報告事項に入りたいと思います。

農業経営改善計画の認定について、事務局より報告がございます。

事務局

11ページをお開きください。

報告第1号 農業経営改善計画の認定について報告いたします。

今回の内容としましては、継続1件の認定案件となります。

認定日は令和6年6月10日となります。

恐れ入りますが、詳細内容については記載のとおりとなりますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より説明がございました。

これは報告事項になりますので、皆様ご承知おきをいただければと思っております。

続きまして、その他に入らせていただきます。

皆様のほうからご意見ありましたら、挙手をしてお願いいたします。

(「なし」の声)

それでは、事務局、何かご用意がありますか。

事務局

特にはありません。

議 長

以上で議事、報告事項の全てを終了したいと思います。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後2時20分〕